

労働農民党対策に関する件

(一) 三団体排斥に対する声明書

(別紙)

(二) 三団体排斥反対運動に関する指令
労働農民党第三回中央委員会に於ける三団体排斥の決議に対し吾等は能くまで抗争し受け止むべからぬ。

〔方法〕

- 一 一般支部員及び各地の団体に対し、三団体排斥反対運動の意義を充分に徹底せしめること。(声明書等と参照)
- 二 各地労働農党支部、支部聯合会及び準備会を動かして、三団体排斥反対の決議及声明書を發送すること。
声明書と決議は党本部及び各地支部、支部聯合会、準備会、又は全国生産者団体協議会に送りしめること。
- 三 政党問題、政治運動に関する懇談会及び一般的集会に於て此の問題を大衆の間に徹底せしめ、反対運動に参加せしめること。
- 四 次期党中央委員会(十月開催)に対して各支部及び準備会から抗議せしむ